

飯田市建設工事フレックス工期契約制度実施要領

5 飯財第355号
令和6年4月1日制定

(目的)

第1 この要領は、建設工事の請負契約において、飯田市（以下「発注者」という。）があらかじめ設定した全体工期の中で、受注者が工事の始期と終期を決定できる契約方式（以下「フレックス工期契約」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要領における用語の定義は、次の各号に定める。

- (1) 実工事期間 実際に工事を施工するための期間をいう。
- (2) 工事開始日 実工事期間に係る工事の始期をいう。
- (3) 工事完了日 実工事期間に係る工事の終期をいう。
- (4) フレックス適用期間 工事の請負契約の契約日から工事開始日までの期間をいう。
- (5) 契約工期 工事の請負契約の契約日から工事完了日までの期間をいう。
- (6) 通常工期 工事を施工するための期間で、発注者が通常積算により算出したものをいう。
- (7) 全体工期 通常工期とフレックス適用期間を合算した期間をいう。
- (8) 工事開始期限 工事の請負契約の契約日から起算して60日を超えない範囲（債務負担行為に係る場合は90日を超えない範囲とする。）で、発注者が指定する日をいう。
- (9) 工事完了期限 発注者が示す全体工期の終期に当たる日をいう。

(対象工事)

第3 フレックス工期契約を適用できる工事は、次の各号に掲げるすべての条件を満たし、発注者が必要と認めたものとする。

- (1) 緊急性がないこと。
- (2) 供用開始の期限に影響を及ぼさない工事であること。
- (3) 関連する工事等の進捗に影響を及ぼさない工事であること。

(工事費の積算)

第4 全体工期に係る工事費の積算は、通常工期に基づいて行い、通常工期を超えた期間に係る積算上の割増しは行わない。

(経費の負担)

第5 フレックス工期契約の適用により増加する経費は、受注者が負担する。

(入札公告等の記載)

第6 フレックス工期契約により実施する一般競争入札の入札公告記載事項は「別記1」に、指名競争入札による指名入札通知書記載事項は「別記2」に、特記仕様書の記載事項は「別記3」による。

(実工事期間の設定)

第7 実工事期間の設定は、発注者と受注者の協議により、請負契約締結前までに行う。

2 受注者は、工事開始期限までの任意の日を工事開始日に、工事完了期限までの任意の日を工事完了日に設定し、実工事期間とする。

3 実工事期間の設定に当たっては、発注者が定める通常工期の日数の期間としなければならない。

4 受注者は、発注者との協議の上、実工事期間を設定したときは実工事期間設定通知書（様式第1号）により発注者へ通知する。

5 実工事期間の設定後、受注者において、契約工期を見直す必要が生じた場合は、変更の協議を申し出ることができる。

（フレックス適用期間の取扱い）

第8 フレックス適用期間における現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

2 受注者は、フレックス適用期間の間、測量、資機材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、当該工事に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び労働者の手配は、この限りでない。

3 主任技術者、監理技術者及び現場代理人は、工事開始日から配置することとし、フレックス適用期間は配置を要しない。この場合、工事实績情報システム（CORINS）に登録する実工期及び技術者の従事期間は、実工事期間とする。

（その他）

第9 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は通知を行う工事から適用する。

別記1（第6関係） 入札公告に次のとおり記載する。（例示）

1 入札対象工事

工期 全体工期 契約日から令和○年○月○日まで（通常工期○日）

なお、この工事は、「フレックス工期契約制度」による工事である。

契約日から令和○年○月○日までの期間内で、受注者が申し出た期間を実工事期間とし、工事開始期限（令和○年○月○日）までに工事開始日を設定すること。

別記2（第6関係） 指名入札通知書に次のとおり記載する。（例示）

備考 この工事は、「フレックス工期契約制度」による工事です。

契約日から令和○年○月○日までの期間内で、受注者が申し出た期間を実工事期間とし、工事開始期限（令和○年○月○日）までに工事開始日を設定してください。

別記3（第6関係） 特記仕様書に次のとおり記載する。（例示）

フレックス工期契約について

この工事は、「フレックス工期契約制度」による工事です。次の事項に留意してください。

- (1) 受注者は、工程表に併せ、実工事期間設定通知書を提出してください。
- (2) 実工事期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とします。
- (3) フレックス適用期間における現場の管理は、発注者の責任で行います。
- (4) フレックス適用期間は、測量、資機材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手できません。
- (5) フレックス適用期間は、主任技術者、監理技術者及び現場代理人の配置は要しません。

様式第1号（第7第4項関係）

実工事期間設定通知書
（フレックス工期契約制度）

令和 年 月 日

飯田市長（飯田市水道事業管理者） 宛

住所
商号又は名称
代表者名

次のとおり実工事期間を設定したので、通知します。

1 工事名	
2 工事箇所	
3 契約金額	円（税込み）
4 契約年月日	令和 年 月 日
5 工事開始期限	令和 年 月 日
6 実工事期間 （受注者設定）	【工事開始日】 令和 年 月 日から 【工事完了日】 令和 年 月 日まで（日間）
7 契約工期	【契約日】 令和 年 月 日から 【工事完了日】 令和 年 月 日まで（日間）